

## (2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

### 1) 水象

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川としては、大井川があげられる。

大井川は、南アルプス南部、静岡県・長野県・山梨県の県境付近にある間ノ岳に源を発し、いくつもの溪流を合わせながら山峡を南に流れ、静岡県焼津市と榛原郡吉田町の境界から駿河湾に注いでいる延長 168km、流域面積 1,280km<sup>2</sup> の一級河川である。なお、大井川では、田代ダムで取水された河川水は東京電力株田代川第二水力発電所で発電に使用された後、富士川水系に放流されている。また、さらに上流の西俣では、中部電力株が二軒小屋発電所において取水を行っている。

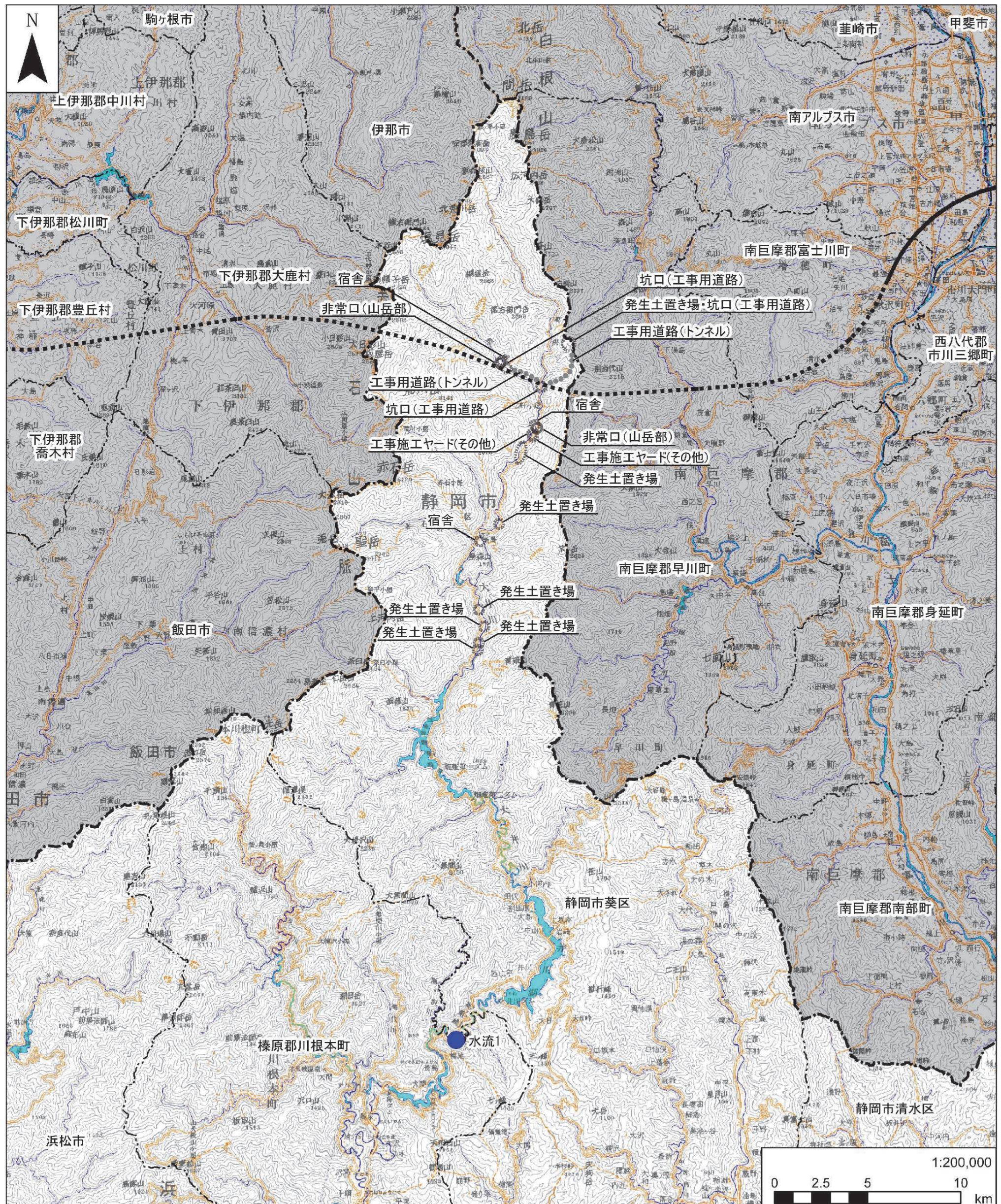
対象事業実施区域及びその周囲において流量の測定は行われていない。なお、対象事業実施区域から約 35km 南には国土交通省の水文観測所（閑蔵、図 4-2-1-3 参照）があり、流量観測結果は表 4-2-1-22 に示すとおりである。

表 4-2-1-22 流量観測結果（平成 18 年）

No.	水系	河川	類型区分	地点名	流量 (平均値 m <sup>3</sup> /s)
水流 1	大井川	大井川	AA	閑蔵	9.30

注1. 観測データは平成18年の結果を記載している。

資料：「国土交通省水文水質データベース」（平成 25 年 6 月現在、国土交通省ホームページ）



#### 凡例

— 計画路線（明かり部） ····· 計画路線（トンネル部） —— 県境 --- 市区町村境

● 水文観測所

資料：「国土交通省水文水質データベース」（国土交通省河川局ホームページ）

注1. 図の略語は、以下のとおりである。

水流：流量観測結果



## 2) 水質（公共用水域・地下水）

### ア. 既存の測定結果

#### ア) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲では公共用水域の水質測定は行われていない。なお、対象事業実施区域から約70km南には公共用水域水質測定地点が1箇所（下泉橋）あり、水質測定が行われている。生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果は、表4-2-1-23に示すとおりである。水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）は環境基準を満たしている。生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）は、平均値は環境基準を満たしているが、最大値は環境基準を満たしていない。

また、対象事業実施区域及びその周囲では人の健康の保護に関する公共用水域水質測定とダイオキシン類水環境（水質）調査は行われていない。

表4-2-1-23 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成23年度）

N <sub>o</sub> .	1	
水系	大井川	
河川	大井川	
類型	AA	
測定地点	大井川下泉橋	基準値
水素イオン濃度（pH）	年平均値 最小～最大	--- 7.4～8.0
溶存酸素量（DO） (mg/L)	年平均値 最小～最大	10 8.2～12
生物化学的酸素要求量（BOD） (mg/L)	日間平均値 最小～最大	0.6 <0.5～1.3
化学的酸素要求量（COD） (mg/L)	年平均値 最小～最大	--- ---
浮遊物質量（SS） (mg/L)	年平均値 最小～最大	12 <1～100
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値 最小～最大	--- 50 MPN/100mL 以下

注1. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。

資料：「平成23年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」  
(平成25年4月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

#### イ) 地下水

対象事業実施区域及びその周囲では人の健康の保護に関する地下水の水質測定は行われていない。なお、対象事業実施区域及びその周囲に測定地点はないが、静岡市葵区で実施された測定結果は、表4-2-1-24に示すとおりである。これによると、全ての地点において、全項目で環境基準を満たしている。

また、対象事業実施区域及びその周囲では、ダイオキシン類に関する地下水の調査は行われていない。なお、静岡市葵区で実施された調査結果は、表4-2-1-25に示すとおりであり、全ての地点において、環境基準を満たしている。

表 4-2-1-24 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 23 年度）

項目	地域	
	静岡市	
	葵区	
	黒俣、平和、松野、上足洗、瀬名川	環境基準達成
カドミウム	100.0%	調査地点数 5
全シアン	100.0%	5
鉛	100.0%	5
六価クロム	100.0%	5
砒素	100.0%	5
総水銀	100.0%	5
ジクロロメタン	100.0%	5
四塩化炭素	100.0%	5
塩化ビニルモノマー	100.0%	5
1, 2-ジクロロエタン	100.0%	5
1, 1-ジクロロエチレン	100.0%	5
シス-1, 2-ジクロロエチレン	100.0%	5
1, 1, 1-トリクロロエタン	100.0%	5
1, 1, 2-トリクロロエタン	100.0%	5
トリクロロエチレン	100.0%	5
テトラクロロエチレン	100.0%	5
1, 3-ジクロロプロペン	100.0%	5
チウラム	100.0%	5
シマジン	100.0%	5
チオベンカルブ	100.0%	5
ベンゼン	100.0%	5
セレン	100.0%	5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100.0%	5
ふつ素	100.0%	5
ほう素	100.0%	5
1, 4-ジオキサン	100.0%	5

注 1. 「アルキル水銀」、「PCB」の測定は行われていない。

資料：「平成 23 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」

(平成 24 年 8 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

表 4-2-1-25 ダイオキシン類地下水調査結果（平成 23 年度）

(単位 : pg-TEQ/L)

地域		調査地点	調査結果	環境基準
静岡市	葵区	上足洗三丁目	0.024	1pg-TEQ/L
		平和一丁目	0.030	
		瀬名川二丁目	0.024	
		黒俣	0.024	
		松野	0.024	

資料：「静岡市の環境～年次報告書～ 平成 24 年度版」

(平成 24 年 12 月、静岡市環境局環境創造部環境総務課)

## イ. 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準等と類型指定の状況は、表 4-2-1-26～表 4-2-1-29 及び図 4-2-1-4 に示すとおりである。また、水質汚濁防止法に基づく排水基準等は、表 4-2-1-30、表 4-2-1-31 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲では、水質汚濁に係る環境基準について湖沼の指定はない。

**表 4-2-1-26 生活環境の保全に関する環境基準（河川）**

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

表 4-2-1-27 水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

項目	利用目的の適応性	河川名（対象事業実施区域及びその周囲）
AA 類型	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	大井川（駿遠橋より上流）
A 類型	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	-
B 類型	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	-
C 類型	水産 3 級 工業用水 1 級、及び D 以下の欄に掲げるもの	-
D 類型	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	-
E 類型	工業用水 3 級 環境保全	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「平成 23 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」

（平成 25 年 4 月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）

**表 4-2-1-28 人の健康の保護に関する環境基準**(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)  
(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

区分 項目	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2. 「検出されないこと。」とは、定量限界を下回ることをいう。

**表 4-2-1-29 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準**

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下





#### 凡例

---- 計画路線（トンネル部）

--- 県境

- - - 市区町村境

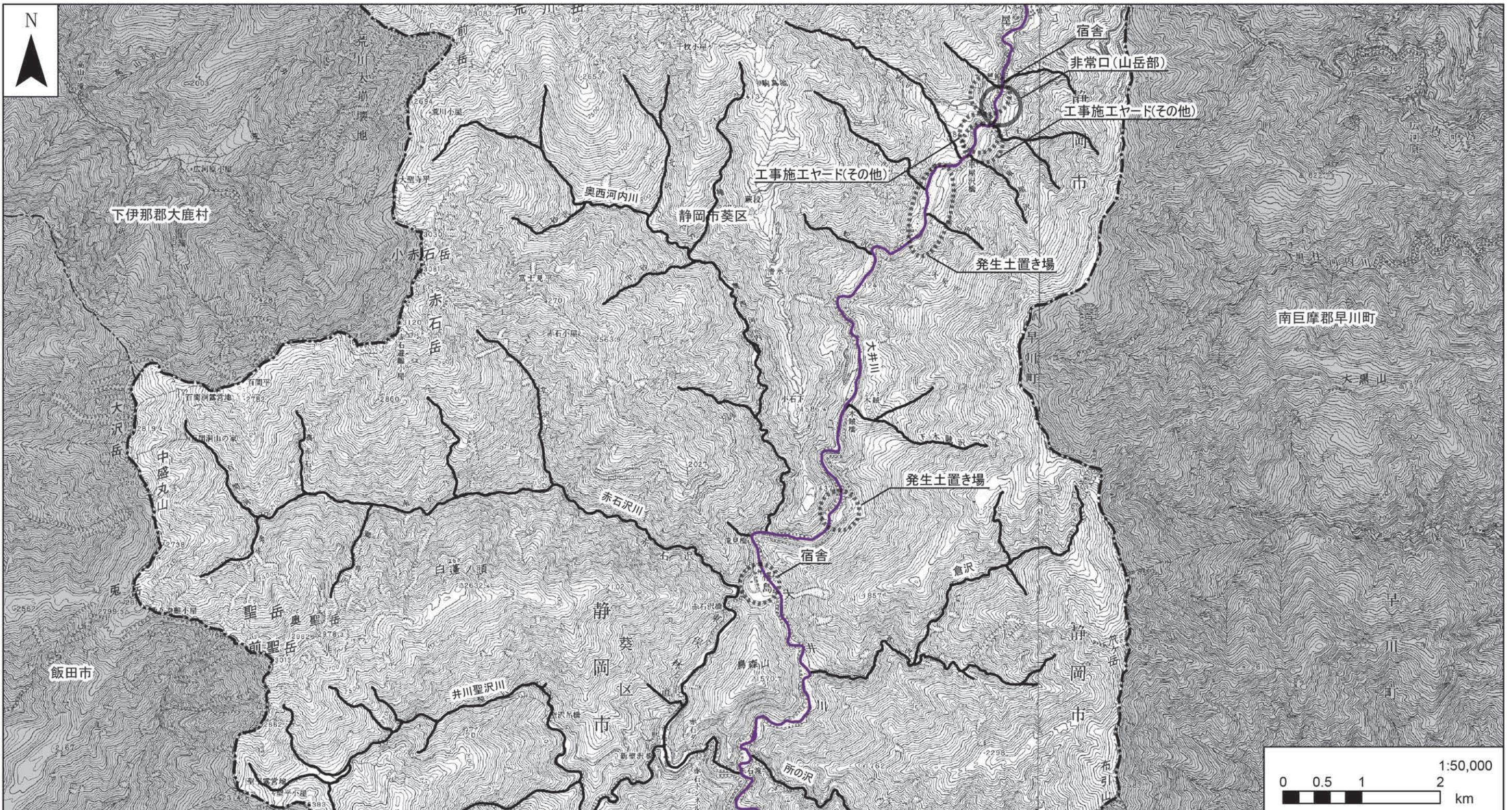
水質汚濁に係る環境基準の類型指定

- 類型 AA
- 指定無し

資料：「平成23年度 静岡県公共水域及び地下水の水質測定結果」（平成25年4月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）

図4-2-1-4(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況図





凡例

---- 計画路線（トンネル部）

--- 県境

---- 市区町村境

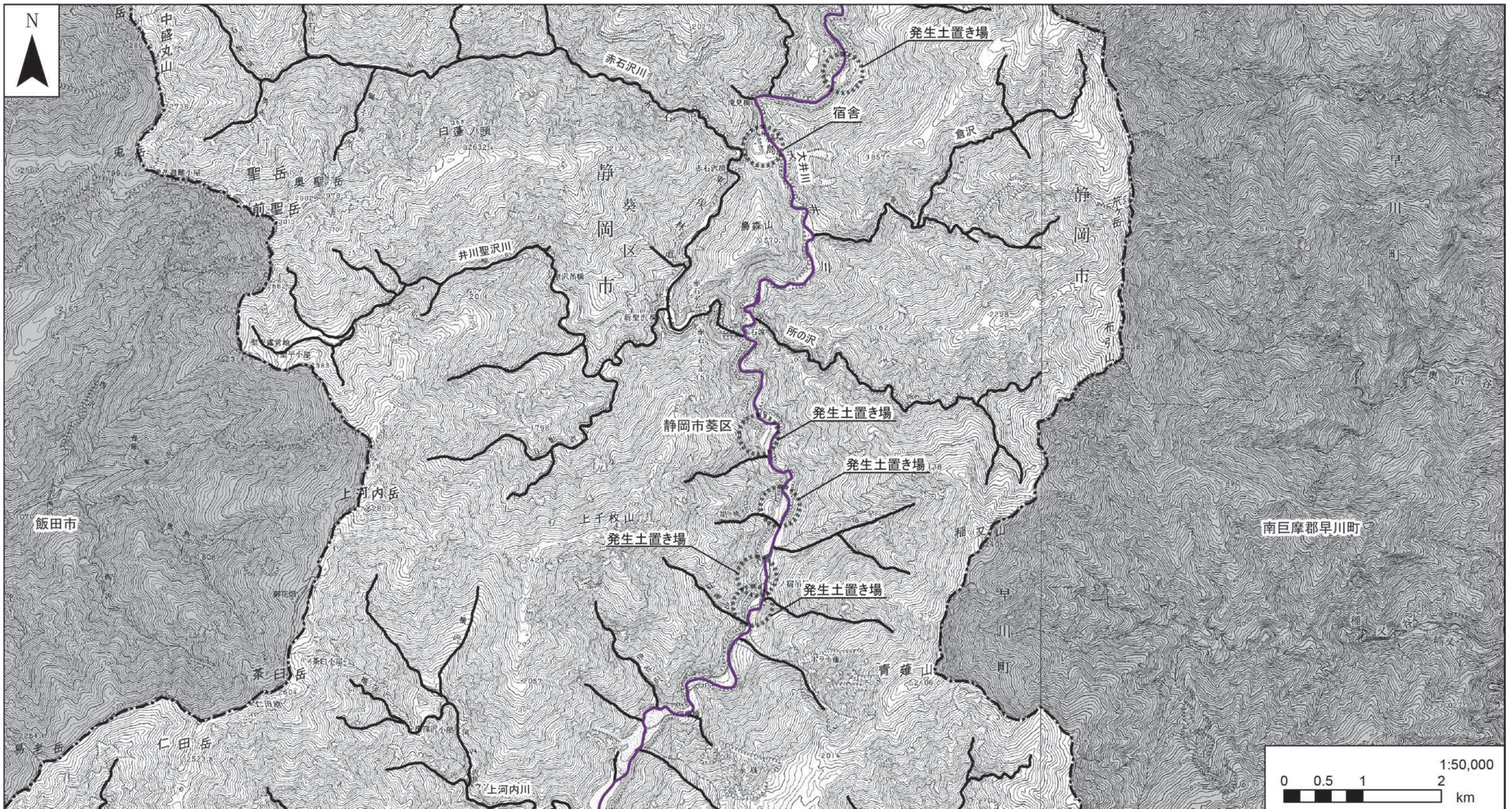
水質汚濁に係る環境  
基準の類型指定

- 類型 AA
- 指定無し

資料：「平成23年度 静岡県公共水域及び地下水の水質測定結果」（平成25年4月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）

図4-2-1-4(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況図





凡例

---- 計画路線（トンネル部）

--- 県境

- - - 市区町村境

水質汚濁に係る環境基準の類型指定

- 類型 AA
- 指定無し

資料：「平成23年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成25年4月、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課）

図4-2-1-4(3) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況図



表 4-2-1-30 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(昭和 46 年総理府令第 35 号)

## 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1.0mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外) 230mg/L (海域)
ふつ素及びその化合物	8mg/L (海域以外) 15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素 × 0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1. 「検出されないこと。」とは、定量下限を下回ることをいう。

## 有害物質以外の項目

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下(海域以外の公共用水域に排出されるもの) 5.0以上9.0以下(海域に排出されるもの)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120) mg/L
浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均8) mg/L

表 4-2-1-31 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（大井川水域）

(昭和 47 年静岡県条例第 27 号)

排出水の区分			項目及び許容限度						
			生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		銅含有量 (mg/L)		亜鉛含有量 (mg/L)
	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大
旅館業 又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和 50 年 11 月 30 日において既に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排出水	科学技術に関する研究等を行なう事業場に係るもの	1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係るもの	90	120	100	130	—	—
	昭和 50 年 12 月 1 日以後において設置される特定事業場（同年 11 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。）に係る排出水		1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5 2
医療業 又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和 55 年 5 月 9 日において既に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの その他の水域に排出されるもの	1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	3	3 2
	昭和 55 年 5 月 10 日以後において設置される特定事業場（同月 9 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。）に係る排出水		1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 未満である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	—	—
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和 59 年 4 月 30 日において既に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの その他の水域に排出されるもの	1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	3	3 2
	昭和 59 年 5 月 1 日以後において設置される特定事業場（同年 4 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。）に係る排出水		1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 未満である特定事業場に係るもの	30	40	70	90	1	—
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成 3 年 4 月 30 日において既に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排出水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの その他の水域に排出されるもの	1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係るもの	20	25	40	50	3	3 2
	平成 3 年 5 月 1 日以後において設置される特定事業場（同年 4 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。）に係る排出水		1 日の平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	3	5 2

## 備考

- 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 上乗せ排水基準（銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るもの）は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- 亜鉛含有量についての上乗せ排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である特定事業場に係る排出水については適用しない。
- この表において「特定施設」とは、政令別表第 1 第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 21 号の 2 から第 21 号の 4 まで、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 66 号の 2 から第 66 号の 7 まで、第 68 号の 2、第 70 号の 2 及び第 71 号の 2 から第 71 号の 4 までに掲げる施設をいう。
- この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。）をいう。
- 「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- 一の特定事業場が 2 以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排出水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

## ウ. 苦 情

静岡県の水質汚濁に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-32 に示すとおりである。苦情件数は 233 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く、全体の約 5 割を占めている。会社・事業所関係に限ると、「製造業」に起因する苦情件数が多く、68 件となっている。

表 4-2-1-32 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	10
製造業	68
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	1
卸売・小売業	3
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	4
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	2
サービス業（他に分類されないもの）	9
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	10
個人（会社・事業所以外）	25
その他（会社・事業所以外）	32
不明（会社・事業所以外）	66
合 計	233

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」  
(平成 24 年 11 月、総務省公害等調整委員会)

### 3) 水底の底質

#### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲では水底の底質の測定は行われていない。

#### イ. 水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準等は、表 4-2-1-33 及び表 4-2-1-34 に示すとおりである。

**表 4-2-1-33 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準**

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

**表 4-2-1-34 底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値**

(平成14年環水管第211号)

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注 1. 「底質の処理・処分等に関する指針について」(平成 14 年 8 月 30 日環水管第 211 号)において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

### 4) 水資源

対象事業実施区域及びその周囲の漁業権の設定状況は、表 4-2-1-35 及び図 4-2-1-5 に示すとおりである。

また、静岡市の水源の分布状況は、表 4-2-1-36 に示すとおりである。なお、資料では、対象事業実施区域及びその周囲から水源として取水している集落等はない。

**表 4-2-1-35 内水面共同漁業権**

免許番号	漁業権者	漁場区域 (主な河川)	漁業名称	漁業時期
内共第 23 号 (静岡県)	井川漁業協同組合	大井川	アマゴ、イワナ	1 月 1 日～ 12 月 31 日

資料：「静岡県公報 第 1504 号」(平成 15 年 9 月、静岡県)

「静岡県の漁場案内 2008 遊漁のしおり」(平成 20 年 3 月、静岡県産業部水産業局水産資源室)

**表 4-2-1-36 水源の分布状況**

(単位：箇所)

地域	水源箇所数
静岡市	41

資料：「水道水質データベース」

(平成 25 年 6 月現在、社団法人日本水道協会ホームページ)



凡例

---- 計画路線(トンネル部)

--- 県境

- - - 市区町村境

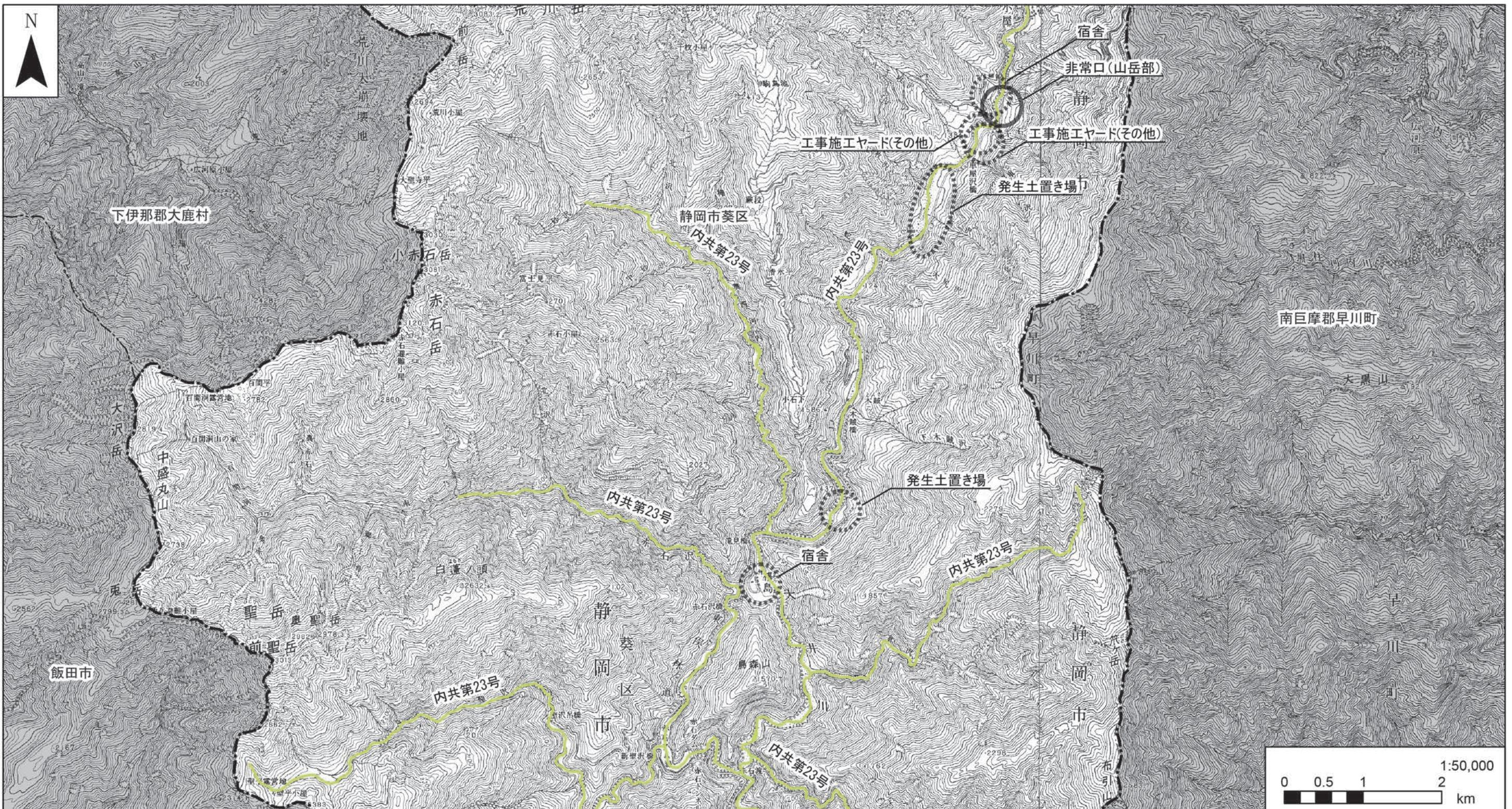
— 内共第23号

資料：「静岡県公報 第1504号」（平成15年9月、静岡県）

「静岡県の漁場案内2008 遊漁のしおり」（平成20年3月、静岡県産業部水産業局水産資源室）

図4-2-1-5(1) 内水面漁業権図





#### 凡例

---- 計画路線（トンネル部）

--- 県境

- - - 市区町村境

— 内共第23号

資料：「静岡県公報 第1504号」（平成15年9月、静岡県）  
「静岡県の漁場案内2008 遊漁のしおり」（平成20年3月、静岡県産業部水産業局水産資源室）

図4-2-1-5(2) 内水面漁業権図



